

高圧ガス取締法から高圧ガス保安法へ

1997年3月27日

1章 高圧ガス保安法の概要

1. 高圧ガス取締法から高圧ガス保安法への改正の視点

(1) 高圧ガス保安規制の見直し

「規制緩和推進計画」の基本方針等に沿いつつ、高圧ガス保安レベルの維持、向上のため、以下のような視点から法規制の見直しが行われた。

1. 技術進歩への適切な対応

2. 自主保安インセンティブ(刺激、鼓舞)の付与(事業者の保安確保水準に応じた実効のある

規制体系の構築、保安面の事業者間の競争の促進、一律取締型規制からの脱却)

3. 一般消費者等への情報の開示

4. 国際的整合性の推進

5. 規制の透明化、手続きの簡素化

(2)同見直しの具体的内容

1. 保安レベルの高い事業者が各種の法定検査を実施する体制へ移行する

現行(1997年3月時)

現行では、高圧ガス事業所に係る完成検査（完成時又は変更時の検査）

保安検査（高圧ガス一種製造者に係わる定期検査）

高圧ガス容器に係る容器検査（完成時の検査）

容器再検査（法定期間経過後の容器検査）等の法定検査については、

公的機関（通商産業大臣、都道府県知事、高圧ガス保安協会又は公益法人）が実施することになっているが、事業者の保安確保体制等に応じて自主検査を認め、又は、適確な検査能力を有する民間検査事業者による検査を認めることとする。

2. 国際化への対応

ア． 圧力単位の国際単位への移行

イ． 在外国事業者にも自主検査及び民間検査会社による検査を認める

ウ． 高圧ガス及び高圧ガス容器の輸入に係る届出の廃止等を行う

3. 販売許可制度の廃止

現行の取売事業許可制は当該販売施設で高圧ガスの貯蔵が行われることが前提となっているが、現在では、当該販売施設で必ずしも高圧ガスの貯蔵が行われていないなど、高圧ガスの販売に係る商通・物流の分離が顕著であるため、販売許可制を届出制に移行し、一定量以上の高圧ガスを貯蔵している場合に限り貯蔵許可制とする。

4. 手続きの簡素化

1. 高圧ガス事業所が策定する自主保安のための危害予防規程・保安教育計画に係る認可

・届出の廃止

イ. 容器製造業者に係る届出の廃止

ウ. 冷凍機器製造業者に係る届出の廃止等を行う

5. 地震対策の充実

阪神・淡路大震災による高圧ガス関連事故を踏まえ、耐震対策について、新基準の策定等所要の措置を講ずる。

6. 各種技術上の基準の見直し

その他、各種の技術上の基準等について、上紀の1~5の視点から見直す。

2. 見直し事項

(1) 定義

・圧力単位を国際単位へ（SI 単位系 = メガパスカル、MPa）に統一

(2) 技術上の基準

・基準策定の迅速化
・機能性基準への移行の検討

(3) 製造

- ・ 許可対象をガス種ごとに規定するとともに、判定境界を約3倍に引き上げる
- ・ 資格の免状交付について免状発行機関の一元化の検討
- ・ 危害予防規程の認可の廃止(自主策定へ移行し、提出を求めるのみ)
- ・ 保安教育計画の届出の廃止(自主策定へ移行)
- ・ 軽微変更について対象範囲を拡大する及び、完成検査を不要とする工事の範囲を新設
- ・ 保安検査、変更完成検査について自主検査制度を導入
- ・ 連続運転についてその期間を延長することを検討
- ・ バルク供給について、一般消費者等を対象とする「高圧ガスの製造」規制を液化石油ガス法に移行
- ・ 原料ガスの製造に係る規制を廃止

(4)販 売

- ・ 販売事業許可制を届出制に移行

(5)貯 蔵

- ・ 許可対象をガス種ごとに規定するとともに、判定境界を約3倍に引き上げる
- ・ 軽微変更について対象範囲を拡大する及び、完成検査を不要とする工事の範囲を新設
- ・ 完成検査について自主検査制度を導入

(6)容 器

- ・ 製造設備に係る技術上の基準を廃止
- ・ 製造事業所に係る届出を廃止
- ・ 容器検査、附属品検査について自主検査制度の導入

- ・外国事業者の製造する容器及び附属品についても国内事業者と同様に自主検査制度を導入

- ・輸入の届出を廃止

- ・バルク容器に対応した技術上の基準、容器再検査の方法を策定

- ・現在、国内では使用が認められていない「再充てん禁止容器」についての規定を整備

(7) 特定設備

- ・自主検査制度を導入

- ・外国事業者の製造する特定設備についても国内事業者と同様に自主検査制度を導入

(8) 冷凍設備

- ・製造の届出の廃止

(9) 指定検査機関

- ・公益法人に加え、民間企業を指定の対象に追加

2章 政令改正の概要について

1. 施行規則、一般則、液石則の主要改正事項

(1) 名称変更、目的

取締行政からの脱却を目指し、事業者の自己責任原則の重視による自主保安の推進

(2) 定義

- ・ SI 単位系 (メガパスカル、MPa) に変更
- ・ 基本的に、旧法の 10kg/cm₂ に 0.1 を掛けている

実際は、10kg/cm₂ 0.980665(MPa メガパスカル)だが、法が複雑化してしまうため
値を変えた

- ・ 申請、検査報告等の提出の際は、kg/cm₂ を 1/10 とするのではなくきちんと換算する

(3)適用除外

- ・ 圧縮装置内における圧縮ガスであって、35 度において 5MPa 以下のもの従来、圧縮空気のみであったが、不活性ガスに範囲を拡大、ただし、不活性ガスは、窒息の危険があるため、密閉や滞留しない構造が必要 - - 「通産大臣が定める方法」を告示で
- ・ 圧縮空気の圧縮装置については、所管官庁が労働省に変わったというだけであって、高圧ガスであることには変わりがないことに注意

(4)一般則と液石則の範囲の変更

- ・ 従来、一般則適用の純プロパン、純ブタンが、液石則適用へ変更

(5)製造の許可に関する緩和

- ・ 処理容積の境界変更 30m₃/日以上 100 ~ 300m₃/日以上へ緩和
- ・ 第 1 種ガスの指定

	<p>ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素 二酸化炭素、フルオロカーボン(但し可燃性のものを除く)</p>	
--	--	--

* フロン フルオロカーボンへ名称変更

- ・ 第 2 種ガスの指定 第 1 種ガス以外のガス
- ・ 第 2 種ガスの政令で定める値 - 100m³/日以上は第 1 種製造者
- ・ 第 1 種ガスの政令で定める値 - 300m³/日以上(1/3 にできるため)は第 1 種製造者
- ・ 第 1 種ガス(不活性ガス)とそれ以外のガスを製造する事業所の処理容積

第 1 種ガスの処理容積 × 1/3 + 第 1 種以外のガスの処理容積

- ・ 第 3 種ガス 将来のガス種の増加に備えるためで今回は指定なし
- ・ 第 1 種保安物件の追加

老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、特定民間施設、精神薄弱者援護

施設、精神薄弱者復帰施設、障害者能力開発学校、母子福祉施設であって収容人員 20 名以上の施設

経過措置 1 年(既設のものは、適応しないただし、処理能力の増大により、

保安距離が延び、新たに入ったものには適用)

- ・ 貯蔵能力の算式

旧算式 $Q = (P + 1)VI$ (P:kg/cm²)より 新算式 $Q = (10P + 1)V1$ (P:MPa)に変更

- ・ 技術上の基準は、ほぼ現行どおり(追加は、通達が省令に入ったもの)

例) 3号:流動防止措置の防火壁 漏えいした際の直ちに火気を消す構造

- ・ 技術上の基準に追加されたもの

耐震設計構造物の範囲の拡大 配管を追加

阪神大震災で、配管からの漏えいがあったことによる

(高圧ガス設備に係わる外径 45mm 以上の地盤面上の配管で新設のもの)

- ・ 方法の基準の追加

空気圧縮機を利用するアキュムレーターの方法について、油分の除去を追加

・軽微変更 従来通りだが、通達ベースで緩和する(届出不要の枠を拡大)

・液石則の変更

純ガスエアゾール、ガスライターの製造の基準は、従来一般則でみていたが

液石則適用に

新型バルクローリ - の技術上及び方法の基準は、工業用使用でも、液石法の基準を適用

(6)高圧ガス貯蔵所の許可

・第1種ガスの

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素 二酸化炭素、フルオロカーボン(但し可燃性のものを除く)
--

* フロン フルオロカーボンへ名称変更

- ・第2種ガス 第1種ガス以外のガス
- ・第1種ガスの政令で定める値 - 3,000m³以上は第1種貯蔵所
- ・第2種ガスの政令で定める値 - 1,000m³以上は第1種貯蔵所
- ・第2種貯蔵所 - ガスの種類を問わず政令で定める貯蔵量が値が300m³以上で

かつ第1種貯蔵所に該当しない事業所をいう 届出

- ・第1種ガス(不活性ガス)とそれ以外のガスを貯蔵する事業所の貯蔵容積

第1種ガスの貯蔵容積×1/3+第1種以外のガスの貯蔵容積

- ・貯蔵能力の算式

旧算式 $Q = (P + 1)VI$ (P:kg/cm²)より 新算式 $Q = (10P + 1)V1$ (P:MPa)に変更

液化ガスの 10kg 1 m³は変更無し

- ・ 容器置場の廃止と貯蔵所への変更

旧法で容器置場面積、ガス種、障壁で保安距離(置場距離)が算定されたが容器置場

面積を貯蔵量に換算して貯蔵所となる 詳細は未定

- ・ 貯蔵の基準は、ほぼ変更なし
- ・ 貯槽の基準の火気との距離の明確化 ー 流動防止措置での緩和
 - ・ 容器による貯蔵のうち、緊急自動車内の高圧ガス、圧縮天然ガス自動車燃料容器内の高圧ガスは除外する

(7) 完成検査

ア. 現行法では例外を除き、県の完成検査の受検義務がある。

高圧ガス保安協会、指定完成検査機関、認定完成検査実施者も完成検査が可能

イ. 認定完成検査実施実者の新設

- ・ 自ら特定変更工事(新規許可は除く)の完成検査が行える

コンビナートの認定制度とほぼ同じ(基準内容もコンビ則とほぼ同様)

コンビナートと同等のレベルの安全性、知織、技術が必要

- ・ 県を經由し通産大臣が認定

継続して2年以上製造、常用圧 100MPa 未満

- ・ 認定期間5年(5年間は自主検査を行える) - ただし、初回と同じ審査を行って、認定

を行う - 法上は、5~10年、とりあえず5年

ウ. 指定完成検査機関

- ・ 公益法人(民法 34 条)である基準の撤廃 民間業者の参入 OK

- ・指定有効期間は5年

- エ.完成検査不要 1.ガス設備（特定設備及び恕限量 1ppm 以下のガスの通るガス設備を除く）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取り替えは認定品に限る）
- 2.処理能力が告示で定める数値以下のもの（案では、設備単位での 20%の増加及び減少については制限なし）
- *貯蔵も同様（ただし、貯蔵能力の変更の場合に貯槽は除外される）

オ.変更工事の区分（第1種製造者、第1種貯蔵所）

<p>軽 徹 変 更</p>	<p>1.ガス設備の取り替えて、処理能力の変更なし</p> <p>2.ガス設備以外の設備又は高圧ガスの通る部分以外の貯蔵設備の取り替え</p> <p>3.独立した製造設備及び容器置場の撤去</p>	<p>変 更</p>	<p>届 出</p>	<p>県 へ の</p>	<p>不 要</p>
<p>完成検査不要</p>	<p>1.処理能力の変更を伴うガス設備の取り替え又は位置等の変更で、告示の処理能力変更範囲内</p> <p>2.貯蔵能力の変更を伴う貯蔵設備の取り替え又は設置位置等の変更にあって、告示貯蔵能力範囲内</p>	<p>申 請</p>	<p>許 査 記</p>	<p>検 査 記</p>	<p>要</p>
<p>特定変更工事</p>	<p>1.法第 20 条第 3 項の特定変更工事 位置、構造若しくは設備の変更工事（軽微変更、完成検査不要の工事を除く）</p> <p>2.法 39 条の 2 第 1 項の特定変更工事（認定完成検査実施者の行う完成検査の範囲）</p>	<p>請 可 種</p>	<p>録 提 出</p>	<p>必 録 提 出</p>	<p>必 要</p>

	1.の特定変更工事のうち新たな製造施設(貯蔵設備) の設置以外の工事(2年以上使用 100MPa 未満)	類			要
--	---	---	--	--	---

(8) 販売関係

- ・許可から、届出へ
 - ・届出不要の高圧ガスの追加：自動車又はその部品内、通産大臣が定める緩衝装置内の
 高圧ガス
 例) エアバック、・エアサスペンション(自動車会社が安全を考慮してある)
- ・周知義務については、強化の方針
 液石則では、純ガスについても周知が必要となる
- ・販売の方法の基準は変更なし
- ・容器置場の基準は、なくなったが、貯蔵の基準を適用することになる
- ・販売するガス区分の変更 ガス種類の変更

(9) 高圧ガスの移動

- ・移動監視者の経験条項を削除し、製造保安責任者免状の交付を受けている者
- ・移動監視者の免状、講習終了証の携帯を明確化
- ・移動計画書の届出不要(しかし、作成義務はある)
 内容は、変更なし
- ・バラ積みの移動は変更なし

(10) 特定高圧ガス消費

- ・ 特定高圧ガスの種類は、変更なし。

法律から政令に落とした。

液化石油ガスについては、液石法と高保法の区分けを行った。

(3ton 以上貯蔵し、消費する場合)

	現 行	改 圧 後	備 考
一般消費者	液石法・高取法	液 石 法	貯蔵量関係なし
業務用消費者	高取法	~ 10ton 液 石 法	バルク供給対応
		10ton 以上 高保法	液石則
工業用消費者	高取法	高圧ガス保安法	液石則

(11) 保安統括者等の選任

- ・ 危筈予防規定の認可 届出 (内容は変更なし) KHK の意見書の削除
- ・ 保安教育届の届出義務の削除 保安教育計画の作成義務あり
- ・ 保安統括者等の選任不要な設備 (保安係員等全てが、不要である)

1. 不活性ガス以外 処理能力 100m³ 未満

(ただし、可燃性ガスの液化ガスをポンプで加圧する者で

30m³ 以上 100m³ 未満を除く)

2. 不活性ガス 処理能力 300m³ 未満

3. 1,000m³未満の空気充填機（スクーバダイビング用等呼吸用の空気を容器に充てん）

但し、資格者に監督させる場合

4. 25万m³未満の圧縮天然ガススタンド又はLPガススタンド

但し、資格者（免状保有）に監督させる。

・保安係員の選任区分 一般則：現行法においては細かく区分、新法ではおおまかな区分

液石則：現状は処理設備の1時間のLPGの送液量が160m³以上のもの

は、2名必要 1名で可

・保安係員の選任の際に、経験が必要 経験不要に 経験条項は事業所に委ねる

・保安係員講習 ・第1回目は3年以内

・第2回目以降は5年以内

(12)保安検査

現行法では例外を除き、県の保安検査の受検義務がある。

- ・保安検査を受けなければならない高圧ガス設備は県の検査の他、高圧ガス保安協会指定

検査機関の検査に代えることができる

認定保安検査実施者の新設

指定検査機関の拡大

高圧ガス保安協会 特定CE、冷凍のみ 全ての設備の保安検査を実施

民間業者の参入可

(13)定期自主検査の義務

省令で定めるガスの処理容積 30m³以上(ガス種を問わず)

(14)大臣特認(危険のおそれのない場合の特例)

第1種製造のみではなく、技術基準すべてについてデータ等による担保があれば

緩和できる

(15)特定検査合格証の有効期間

1年 3年間

2. 容器則の主要改正事項

(1)容器検査等の自主検査の導入

- ・品質管理方法の優れたもので、大臣の登録(法49条の7「登録の基準」の5項目を満たして
- ・容器毎に型式承認を受けて、自ら刻印が可能

(2)新たな容器の規格化

- ・再充填禁止容器 1回限りしか充填できない容器
- ・一般複合(FRP容器)容器特認から規格化へ
- ・圧縮天然ガス自動車用容器 FRP容器とシームレス容器がある

製造時に強い規制をかけることにより、再検査について

は車に載せたままで可能に

(3)容器の規格を容器の種別毎に告示化

- ・具体的内容は、容器の種別毎に告示に委ねた

8つの告示

再検査についても告示で

(4) 容器の製造、輸入の届出の廃止

(5) 単位のSI化

- ・政策的な規制 1/10 とする
- ・技術的な規制 正確に換算

3 冷凍則の主要改正事項

大きな改正はない。3点あるが、規制緩和推進計画のものが主

(1) 機器製造事業者の届出 技術基準の遵守を科したうえで、届出廃止

(2) 軽微変更の範囲拡大